

## 岡山市水道局小規模工事審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市水道局小規模工事取扱要領(平成15年市水道局訓令第29号。以下「取扱要領」という。)第3条第6項の規定に基づき、水道局に置く岡山市水道局小規模工事審査委員会(以下「審査委員会」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 小規模工事(取扱要領第2条に基づくもの。以下同じ。)施工の必要性
- (2) 小規模工事請負業者選定の是非
- (3) 小規模工事設計変更理由及び内容の確認
- (4) 岡山市水道局小規模工事低価格見積調査実施要綱第12条に規定する契約の相手方の決定
- (5) その他小規模工事の適正な執行のため、審査委員会が必要と認める事項

(会議)

第3条 審査委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第5条 委員長、委員及び関係職員は、審査委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。